

令和 2 年 9 月 1 8 日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会  
委員長 古賀 誠視

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

### 第 5 6 号議案 古賀市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市における個人番号カードの発行枚数は、令和 2 年 7 月末時点で 1 0, 0 8 2 枚となっており、交付率は、人口算定で 1 6. 9 % となっている。
2. 通知カードの廃止や書き換えができないことによるメリットとしては、個人番号カードの普及が進むことやこれまで転入や転居などの届出があった際に通知カードに記載されている住所などの情報の書き換えを必要とし、住民・市役所の双方において負担となっていたが、この負担がなくなることが考えられる。
3. デメリットとしては、これまで何かしらの手続において個人番号が必要な際には、通知カードで自身の個人番号を証明することが可能であったが、今後は通知カードに記載されている住所や氏名などの情報が現在の住民登録の内容と合致している者以外は、個人番号を証明する物としての利用ができなくなった。今後、自身の番号を把握したい場合や証明したい場合は、個人番号が記載された住民票の写しや住民票の記載事項証明書を取得するか、個人番号カードを申請・取得する必要があるとのこと。

**【意見】**

(反対意見)

- ・国が個人番号カードの普及を進めるべく、通知カードを廃止としたこと自体が問題である。通知カードの再発行ができなくなるということは、市民にとってメリットよりデメリットの方が大きいと考え、反対。

**【審査結果】**

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。